

第1回 北見市男女共同参画審議会会議録(要旨)

日時 平成20年12月16日(火)
18:30~

会場 市役所分庁舎大通りビル5階

出席者

・委員

斉藤委員、清水委員、田中委員、日隈委員、廣川委員、藤澤委員、松岡委員、吉谷委員
(大岸委員、川村委員、畠山委員、松浦委員は欠席)

・事務局

尾関市民環境部長、小原市民環境部次長、近藤市民活動課長、佐野男女共同参画担当係長

1. 開会

近藤課長により開会～欠席の委員・遅参の委員を報告

2. 委嘱状の交付

新たに委嘱する委員へ川崎副市長より委嘱状を交付

3. 市長職務代理者挨拶

ただ今、北見市男女共同参画審議会の委員として委嘱させていただきました。当市の審議会の委員をお引き受けいただき、改めてお礼を申し上げます。

本年2月になりますが、新市の新たな男女共同参画を推進する基本計画として、「男女共同参画プランきたみ」を策定いたしました。

この新たなプランの策定にあたりましては、審議会委員の皆様には、平成18年度から基本計画の骨子となります計画の「基本目標」、さらには「基本目標」の向かうべき「基本的方向」と、新たな計画の体系を熱心に協議・検討いただき、ご提言していただきました。

このご提言していただきました体系を基に「基本計画素案」、さらには「基本計画案」と順次策定し、その都度、審議会の皆様に細部に渡りご議論いただき、新北見市の新たな「基本計画」の策定となったところでございます。この場を借りまして、「基本計画」策定の際の委員皆様のご尽力に対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年からはプランの実行の年となります。本日は、事務局がプランの進捗状況の取りまとめをしました「推進事業実施状況調」や「重点項目」設定等のご報告・ご提案をいたしますので、委員の皆様には、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆることに平等に参画するという大義に立ち、ご審議いただきますことをお願い申し上げ挨拶とお礼といたします。

4. 委員及び事務局自己紹介

課長

本日は、新たな委員をお迎えし、本年度初めての審議会の開催となりますので、委員の皆様、及び事務局を含め、自己紹介をお願いしたいと存じます。

- ・各委員の自己紹介
- ・事務局の自己紹介

課長

皆様ありがとうございました。それではこれより先の議事進行は、北見市男女共同参画審議会規則により、吉谷副会長をお願いいたします。吉谷副会長よろしくをお願いいたします。

副会長

副会長の吉谷でございます。会長が不在となっておりますので、会長が選出されるまで審議会規則により、私が議事を進めてまいります。

それではレジメ4の議事(1)の会長の選出ですが、選出方法などにつきまして事務局より説明いたします。

課長

「北見市男女共同参画審議会規則」の第2条において、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」と規定されております。以上でございます。

副会長

ただ今、事務局より会長選出が規定されております規則の説明がございました。会長の選出につきましては、「委員の互選となっている」との説明がありました。会長の選任につきまして、どのように取り計らったらよろしいか、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

E 委員

事務局で会長さんの案がありましたら、事務局案を伺いたいと思います。

副会長

只今、「事務局の方で案があれば示して欲しい」というご意見がございましたが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

全委員

了承

副会長

それでは、事務局で案がありましたら発表願います。

課長

新たな「基本計画」の策定にご尽力をいただき、今までの会長でした松岡委員を引き続き会長に、という案でございます。

副会長

ただいま事務局より松岡委員を会長に、という案が提示されました。

お諮りさせていただきます。この事務局案の松岡委員を会長に選任してよろしいでしょうか。

全委員

異議なしの声 = 各委員より拍手で承認

副会長

ありがとうございます。それでは松岡委員を会長と決定いたします。松岡委員どうぞよろしくをお願いいたします。会長席へお移りください。

<松岡委員・会長席へ移動>

副会長

会長が選任されましたので、これより先の進行は松岡会長により進めさせていただきます。松岡会長よろしくをお願いいたします。

会長挨拶

改めまして、会長に選出いただきました松岡でございます。本日、新たに委員に委嘱された方もおりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

私ごとで申しますと、平成 18 年に前職の大学の勤務を終え、故郷であります北見市に戻って参りましたところ、北見市が合併したばかりであり、新北見市の市民憲章を策定しなければな

らないということで、市民憲章の策定委員を任命され、また、新北見市の男女共同参画基本計画の策定も、旧北見市から新市を見据え事務が進められており、二つの審議会の委員を勤めさせていただいております。

市民憲章はそれぞれ多くの皆様の協力のもと、平成 19 年 3 月に新北見市の市民憲章が策定されまして、無事に委員の役割を終えひと安心したところです。

また、男女共同参画基本計画につきましては、平成 18 年の 10 月から合併前の旧北見市から進められておりました。この新たな基本計画についての検討を当審議会で引き続き行い、昨年 2 月に基本計画が策定され、こちらについても一区切りがついたところでございます。

なお現在、北見市の関係で言いますと、当審議会の他に、北見市史編さん委員会の委員長を仰せつかりまして、市史の編さんに務めていますが、一筋縄で行かない部分があり苦労しているところです。

さて、本日の審議会は基本計画の進捗状況の検証となりますので、新たなに任命された委員の方々にも、それぞれ新たな視点でご忌たんのない意見をお願いいたしまして、一言挨拶とさせていただきます。

それでは、レジメに従い議事を進めて参ります。事務局よろしいですか。

係長

議事に入ります前に、お配りしています資料の確認をさせていただきます。配布しております資料でございますが、まず、事前に郵送させていただいた資料としまして、一つ目は資料 1 の推進事業実施状況調でございます。二つ目は資料 2 の審議会等の女性の登用状況調査表でございます。三つ目は資料 3 の男女共同参画プランきたみ重点項目、この 3 点が全委員にお送りしております資料です。

次に、新たな委員の皆様には、基本計画書及び計画書のダイジェスト版をお送りさせていただきました。

次に、本日の配布資料でございますが、本日の会議のレジメ、審議会委員名簿、北見市男女共同参画を進めるための条例を配布してございます。資料は以上です。

会長挨拶

ただ今事務局より資料等の確認がありました皆様よろしいですか。

それでは議事(2)の北見市男女共同参画審議会の設置の趣旨・役割及び経過について、事務局より説明をお願いします。

次長

本日、半数の委員の方々が改嘱されておりますので、北見市男女共同参画審議会の設置の趣旨・役割と、これまでの審議会の経過につきまして説明いたします。

まず、北見市男女共同参画審議会の設置の趣旨・役割でございますが、本日の資料としてお配りしております北見市男女共同参画を推進するための条例をご覧頂きたいと思います。条例の第16条では、市長に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため「基本計画」の策定が義務付けられております。また、同条の第3項に、この「基本計画」を策定する時は、あらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を伺うことが規定されており、さらに、条例の第28条には審議会の権限がございまして、「審議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問により又は必要に応じて審議し、市長に意見を述べることができる」となっております。

本日の審議会は、この規定に基づきまして、北見市の男女共同参画基本計画の進捗状況等をご審議いただくこととなります。

次に審議会と基本計画策定に係る審議会の活動経過でございますが、先程条例についてご説明したとおり、市長は基本計画を策定すべく、平成17年度に北見市男女共同参画審議会を設置し、審議会は当年に市長からの諮問を受けまして基本計画に係る「中間答申」をいたしました。さらに市長は翌年の平成18年度に「最終答申」を審議会から受けております。

この「中間答申」と「最終答申」により新たな「基本計画」の骨子となります計画の「基本目標」、さらには「基本目標」の向かうべき「基本的方向」と、計画の体系が整ったところでございます。

翌平、成19年度になりますが、ご提言いただきました計画の体系を基に、庁内の課長職等からなります男女共同参画推進連絡会議、また、同会議の下に三つの作業部会としての分科会を設置し、「基本計画素案」及び「基本計画案」の策定を行いました。この「計画素案・計画案」につきましては、審議会の委員の皆様にご議論いただき、最終「基本計画案」として市長が本部長を務める北見市男女共同参画本部会議に提案し承されまして、本年2月に新たな「基本計画」の決定となったところでございます。

以上が、審議会の役割と基本計画策定に係る審議会の活動経過でございます。

会長

ありがとうございました。

ただ今、次長の説明にありましたが、本審議会は新たな基本計画の進捗状況等を審議することが目的となっております。委員の皆さんよろしいでしょうか。質問や確認事項がありましたら受けたまわりたいと思います。何かございませんか。

それでは次に、議事(3)の北見市基本計画進捗状況について事務局より説明してください。

係長

前段に若干お時間をいただき、国等の男女共同参画社会の形成に向けた取り組みをお知らせいたします。

1点目ですが、国は「男女雇用機会均等法」が施行され20年が経過したのを契機に、雇用の場における男女平等が一層推進されるよう、「男女雇用機会均等対策基本方針」を平成19年に策定いたしました。この基本方針は、平成19年から平成23年までの5年間の実行期間となっており、男女雇用機会の均等などをより加速する方針となっております。

2点目ですが、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が、平成20年1月に改正・施行され、被害者保護の拡充などが盛り込まれました。

主な改正のポイントは、配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者に加え、配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令を申し立てることができるようになりました。また、被害者の申し立てにより裁判所は配偶者に対し、面会の要求 行動の監視 著しく粗野・乱暴な言葉 無言電話や名誉を傷つける事項を告げること、などの行為も禁止する命令を発することができるようになりました。また、都道府県に義務付けられていた配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等の基本計画の策定が、市町村にも努力義務として計画の策定が促されております。

次に3点目ですが、平成20年4月に「女性の参画加速プログラム」が内閣府男女共同参画推進本部で決定されました。この女性参画加速プログラムは日本の女性の社会的参画、特に意志決定への参画は国際的に非常に低い水準であることから、女性の参加加速のための基盤整備を一層行うとともに、社会の中で活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野として、

まず、「医師」、「研究者」、「公務員」を掲げ、これらの分野における女性の活躍促進について重点的に取り組むことが決定されました。

以上、国などにおける主な男女共同参画の取り組みですが、これらを受けまして自治体の男女共同参画に向けた取り組みも、必然的に積極的、かつ、より加速して実施しなければならないと考えられます。以上、誠に簡単ですが国等における動きの説明といたします。

それでは、お手元に配布しております資料に基づき、当市の計画の進捗状況等をご説明いたします。新たな基本計画は平成 20 年度から 10 年間の実施期間となっております。

このため、本来なら、平成 20 年度からの推進事業の進捗状況を整理・取りまとめをすれば良い訳ですが、単年度だけでは事業の検証をするにあたり不十分であることから、平成 19 年度の事業実績も所管事業を行っている各課から報告してもらい、平成 19 年度実績及び平成 20 年度事業実施状況(計画)という形で集約させていただきました。集約しました資料の推進事業実施状況調は、お配りしております A3 版で両面印刷の 38 ページの資料でございます。

1 ページ目でございますが、基本計画の体系図を掲載しております。左の一番上段の基本目標 1 の「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」から一番下段の基本目標 5 の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」まで 5 つの基本目標がございます。

次に右にまいりまして、基本目標をより具体化した基本的方向、さらに、右にまいりまして具体的施策、次に一番右で「」内の番号は計画書に記載の事業番号となっております。

本日ご報告いたします事業は、基本計画に記載の 137 の事業と、新たにひとつの事業を計画に追加し、合計 138 の事業の実施状況調の報告・説明となりますが、時間の関係上、全ての事業の説明ができませんので、新たに取り組みました事業や資料 3 にございます重点項目と掲げる事業を中心に説明、また、ご提案といたします。

まず、1 ページ事業番号 1 : 事業名「市の審議会、附属機関などへの女性委員の登用促進」ですが、19 年度の女性委員の登用率は 26.3%となっており、次に、平成 20 年度は 25.8%で、平成 20 年度は 19 年度に比べ 0.5 ポイント低下しております。当市の女性委員の登用率は平成 17 年度の 28.0%を最高に年々下降している状況でございます。

また、次の事業・事業番号 2 の「女性のいない審議会の解消」でございますが、平成 19 年度は審議会などの総数が 83 あり、そのうち女性のいない審議会等は 21 でございました。平成 20 年

度の実績は審議会等の総数が 84 で、そのうち女性のいない審議会等は 23 となっており、パーセンテージで申しますと、女性委員のいない審議会は平成 19 年度は 25.3%であったのが、平成 20 年度は 27.3%と 2 ポイント増え、こちらの数値も悪化した結果となりました。

これらの詳細につきましては、A4 版の資料 2「北見市の各種審議会・委員会等の登用状況調査表」を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

資料 2 の 1 ページの番号 1 から 2 ページ上段の番号 47 までは、地方自治法に基づき設置されている審議会等ございまして、各種法律や市の条例等で定められているものでございます。

次に、2 ページ上段から中段にございます規則等で設置する審議会でございますが、こちらは北見市の規則で設置している審議会などでございます。言わば市が独自に規則を制定し設置している審議会等でございます。

次に、2 ページ中段から下段にございます市町村が委嘱する委員でございます。こちらは上段の審議会と類似しておりますが、主に市の要綱・規約等で委嘱するものでございます。

次に 3 ページ目になりますが、上段に地方自治法 180 条の 5 に基づく委員会等として番号 1 の教育委員会から番号 6 の固定資産評価審査委員会まで掲載しております。こちらは執行機関として、法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないもので、農業委員会など選挙も含むものもでございます。

また、下段の法律の規定により国の機関・大臣等が委嘱する委員として、民生委員、人権擁護委員、行政相談委員を記載してございます。こちらは国等が委嘱するものでございます。

次に、資料 1 に戻りまして 21 ページの下段 事業番号 77：事業名「両親学級」、次ページの事業番号 78：事業名「母親学級」等の平成 19 年度の事業計画欄ですが、これらの事業の計画欄にそれぞれ単年度ごとの目標値が掲げてございます。

この基本計画の策定時に、審議会の意見により「計画の進捗状況の検証を行う際は、数値目標があれば目で見える形の検証になるので、単年度ごとでも数値目標が掲げられる事業があれば掲げていただきたい」との意見を頂きました。

このため、基本計画書を庁内の事業実施を行う課に配布する際は、単年度毎の目標値等を掲げられることを依頼し、一部の事業では目標値が設定されてきたところでございます。

次に、本計画の新たな事業の実施状況でございますが、ページ 12 ページの事業番号 48 番の

事業名「男女共同参画の視点にたった広報の推進」では、市が発行する広報紙やチラシなどの表現のガイドライン策定に取り組むこととなっております。この事業につきましても、後ほど重点事業としてご提案いたします。

次に、16 ページの上段の事業番号 59 番の事業名「人権を基盤とした啓発活動」では、性同一性障がい者や女性の人権に配慮する啓発活動が盛り込まれております。この事業では、市内公共施設に売春・セクハラ・DV や女性の人権に関するポスターを掲示し啓発を図るとともに、また、性同一性障がい者の方々が自らの人権・人格・存在を主張し、札幌市で行われる国内最大のイベントに、市長の応援メッセージを送りその活動を支援しております。

次に、自治区独自の事業として 31 ページ事業番号 114 の「ふれあい会食事業」、33 ページの事業番号 122 の「ノーマライゼーションエリア推進事業費補助」などが行われており、さらには 36 ページの事業番号 132 の事業名「高齢者大学」は、高齢者が住みなれた地域で新たな出会い仲間づくりができる場として、同じ事業でも自治区従来の特性を活かして取り組まれています。

次に、廃止の事業がございます。27 ページの事業番号 100 の事業名「常用雇用転換金奨励金」、及び 29 ページの事業番号 107 の事業名「高齢者医療費の助成」につきましては、それぞれ国の制度改正により本年度から廃止となっております。

また、14 ページの事業番号 55 の事業名「女性団体協議会活動補助」は、常呂教育事務所独自の事業ですが、女性団体を統括する協議会に活動補助を行い、女性団体の自主的で積極的な活動、さらには女性リーダーの育成を目指しておりました。しかし、統括する協議会が本年度休会となりまして、事業が一時中止した状態となっております。

次に新たな事業の追加でございますが、16 ページの中ほど、事業番号 60 - 2 の事業名「配偶者などからの暴力防止活動及び被害者支援事業」を新たに取り入れました。

この事業は子ども支援課が中心となりまして、平成 18 年度から DV に関連する庁内の関係部局・戸籍住民課、国保医療課、保護課、市民活動課など 17 の部局が集まりまして、情報の共有方法や相談体制・支援体制などを検討してまいりました。本年度になりまして正式に被害者の安全の確保と保護及び自立支援を図るなどの連携協力を促進することを目的とした「北見市 DV 防止活動支援連絡会議」の設置要綱が定められました。これにより庁内の DV 防止及び被害者支援組織の確立が図られ、男女共同参画プランの重要な事業として登録することとなりました。

以上、主な事業を説明いたしまして、「事業進捗状況調」の報告とさせていただきます。

続きまして、重点項目・重点事業の設定を提案させていただきます。資料3をご覧ください。

A4版横長の両面印刷の資料でございます。当面の重点項目・重点事業といたしまして、基本目標の政策方針決定の場における男女共同参画の拡大、基本的方向1の市政における政策方針決定の過程への女性参画の促進、具体的施策(1)各種委員会・市の付属機関・審議会等委員の女性参画の促進から、事業番号1の事業名「市の審議会、付属機関などへの女性委員の登用促進」と、事業番号2の事業名「女性のいない審議会等の解消」を重点事業として取り組みます。

これらの事業の具体的取り組み内容ですが、事業番号1の「市の審議会等への女性委員の登用促進」につきましては、基本計画の目標値は40%となっております。このため、女性委員の登用率低下を招いている要因・原因を審議会ごとに把握し、それぞれの審議会ですべての目標値を設定していくことを考えております。

続きまして「女性のいない審議会等の解消」につきましては、国より職務指定委員の弾力的運用の方法が示されましたので、女性のいない審議会と個別に協議し、女性委員ゼロの解消に積極的に取り組みます。

次に、基本目標の家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援、基本的方向1の男女が働くための労働環境整備、具体的施策(1)職場における男女共同参画の促進、事業番号21の事業名「労働の場における男女の役割分担意識の是正」では、前段に国の動きに触れましたとおり、「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定されましたことと、当市の男女共同参画事業を広く知らしめるため、農林水産商工部が所管する北見市労働状況調査報告書を活用し、男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法の趣旨等の記事を掲載するとともに、また、併せて北見市男女共同参画基本計画書の概要版を市内の事業所約700～800前後に配布を予定しております。

続きまして、基本目標の家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援、基本的方向3の学校や地域社会への男女共同参画の促進、具体的施策の(1)広報啓発活動とリーダーの育成、事業番号48の事業名「男女共同参画の視点に立った広報の推進」ですが、庁内各部署が男女共同参画の視点に立った情報が発信できるよう「広報物ガイドライン」の策定を目指し、庁内にガイドライン策定ワーキンググループを立ち上げ、市の広報物のガイドライン作成に取り組みます。ワーキンググループは、庁内の課長職で構成いたします北見市男女共同参画推進連絡会議の下

に、広報担当係長など係長職 5 名程度の作業部会を設置し、平成 21 年度中に策定してまいりたいと考えております。

以上 4 つの事業を重点項目・重点事業としまして事務局からの説明といたします。

会長

ありがとうございます。膨大な量の説明がありました。

まずは、資料 1 の説明にありました「男女共同参画プランきたみ」は、こちら(計画書を示し)になります。そうしまして、計画の基本目標は、国並びに道が示している男女共同参画施策の内容に沿ったものであり、基本目標 の政策方針決定の場における男女共同参画の拡大は、市政や市議会を含め、さらに多くの団体などがあり、それらにおける女性の参画をいかに進めていくかが掲げられております。

2 番目の基本目標は家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援についてのことなのですが、職業分野の性差による差別におけること、また家庭生活や地域活動における様々な分担など、色々なことについても男女平等にしていくこととなっております。

3 番目の目標は農山漁村における男女共同参画の確立です。具体的には、この北見市は合併によって農村、山村、漁村、そして一般的な地域や商工地域となっており、広範囲な特色の地域になりました。勿論、男女共同参画を進めていく上で、各自治区間の全ての議論の実態や、あるいは全国の自治体の取り組みを網羅してはいないのですから、やはり漁業地域についても仕事や生活の実態を調査・研究し、また林業地域についても同じく仕事や生活に奥深さがあり、まだまだこれから、男女が共同していかなければならない部分がある訳なので、今後も魅力的な地域づくりを進めるため、女性も共同経営者としてのパートナーシップを確立していかなければなりません。

この項目を立案するまでの論議において、実際、留辺蘂自治区においての酪農家の実態で例を挙げると、牛舎にはトイレがなく用を足す時はあくまでも戻らなければならなく、また、畑作農家も同様で男性は安易に用をたせるが、女性の立場や生理現象を考えた時あらゆることがないがしろにされている実態があります。これらについて具体的に実際トイレを牛舎や畑に設置するには、女性も共同経営者となっていないと、中々男女間の認識の違いなどを解決できないことや、また、一部では共同経営者として報酬も月給制になっているところもありますが、

しかし、全く賃金配分については女性が意見を言うこともできない慣習が残っていることなど、労働環境や賃金などの具体的なことをたくさん話し合いながら、この3番目の目標や具体的な施策が出来上がったところです。こういう肉付けをしていくとこれらのことが少しずつ理解できていくと思います。

次の4番目の基本目標は、何よりも男女が健康で豊かに暮らせる体制づくりを掲げまして、性差に関連するあらゆる暴力の排除、性差に配慮した生涯にわたる健康保持、また母性の保護と子育てへの支援、さらには高齢者や障がい者の施策を基本目標4に網羅いたしました。

基本目標の5は、男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調であり、これからの北見市は1市3町が合併し、この合併に伴う新しい町づくりが中心になりますが、やはり北見市も国際化時代の中でどのように国際交流を促進していくのか、また、そこにおいても女性の参画が必要であり、国際的な男女共同参画の取り組みも十分考慮しながら、国際化や男女共同参画を進めなければなりません。

基本目標は国や道の計画や目標を基にしながら立案しましたが、目標の次の項目である基本的方向や具体的施策は、新北見市独自の項目を具体的に一つひとつ掘り出し抽出したものです。

取り組み方としては、いったいその事業をどこが行うのか、審議会がこれを全部行う訳ではないものですから、そこから先がこのページの一番右のかっこ内の事業番号が関係します。

次のページから全事業の担当課がどのようにやるのかということで、市全体が全庁的に取り組んでいかなければならない問題、例を挙げますと、1ページの右側のかっこ内の事業番号の1番が次ページの1番・事業名「市の審議会等への女性委員の登用促進」と合致しており、この事業は全庁で取り組む事業ですが、市民環境部の市民活動課が徹底的に関係して実施しなければならないこととなっています。これは庁内の課長職等の会議でも合意・決定されているものであり、そう見ると、事業番号2の「女性のいない審議会の解消」も全庁で取り組めますが、ここもまた市民環境部の市民活動課が主として担当していくこととなります。

この女性委員登用の実態は先程説明がありましたが、女性が進出している審議会等はその担当部署により違いますが、だいたい20%前後の女性委員がおります。しかし、中には0%という審議会が多数あることも本日の資料から伺えます。1ページ目の事業番号1番・2番を見ましても、女性委員の登用率を40%まで引き上げるという高い目標値を掲げながらも、実態と

しては0.5ポイント昨年度より落ち込んでいるという厳しい状況です。事業番号1番・2番の事業実績を再度確認しましたが、このようにこの資料1を見て検討していけば良いのではないかと、ということが分かったのではないかと思います。

それでは、資料1の見方と事業の内容などについて、具体的な質問・意見がありましたらご発言して頂きたいと思います。

H委員

初めて審議会に参加しまして過去の議論の経過が良く分からないのですが、事業番号1番・事業名「市の審議会等への女性委員の登用促進」について事務局の方より説明があり、またさらに会長より補足されましたが、女性委員の登用率が昨年度より0.5%減少した、ということについてですが、なぜ、女性委員の登用率が下がったのか、下がった理由・原因はどのようなものがあるのか、女性委員の登用率を上げようと取り組んでいるのにも関わらず、なぜこういうマイナス数値となったのかを伺いたいと思います。

会長

平成20年度の事業実施状況調べの事業番号1の「各種審議会等の女性委員の登用促進」について、具体的に実施したこと、またマイナスとなった要因を分析していれば説明してください。

係長

これは先程も申しましたように、合併前の平成17年度を最高に女性委員の登用率が下がっております。資料の2をもう一度お聞き頂きたいと思います。資料2で説明いたしますと、大きなマイナス要因を申しますと、1ページ目1番北見市防災会議、37番北見市国民保護協議会、これらは合併後に新たに法の規定により設置されてきました審議会でございます、委員の数も非常に多い審議会です。昨年までは女性委員が数名いましたが、資料にあるとおり現在は女性委員はおりません。こちらの審議会の委員の選任につきましては職務指定がございます。

このため女性委員が選任されていないという実情がございます。しかしながら、職務指定の中でも先程申しましたとおり、職務指定の弾力的運用ということで、例えばその職務指定者・例えば警察署長が委員の職務指定であれば、署長が推薦した者を委員に選出するなどの方法をとるよう考えております。

ところが実際にその審議会が開催され、その審議会では重要事項を決定するとなると、選出団

体に一度戻り、その組織の長に伺いを立てなければならないという事情もありまして、女性の委員が0となっております。さらには、3ページになりますけれども先程申しましたが、農業委員会は、現在全ての自治区にありまして、委員総数ですが59人となっております、残念ながら全ての自治区で女性の農業委員が0でございます。このようなことも含めまして、合併後に未設置であった審議会等が年々設置される度に、女性委員の登用率が若干ずつ下がってきたというのが現状でございます。事務局は登用率が下がった要因はこのような理由からと考えております。

会長

ありがとうございます。下がった要因が報告されましたがよろしいでしょうか。

H委員

同じ事業に関連する質問ですが、今の説明で女性委員の登用率などについてはある程度理解できましたが、平成19年度と20年度では審議会の数が違うとのことですが、どうして審議会の数に違いがあるのでしょうか。

会長

事務局、説明願います。

係長

新北見市として合併後3年が経ち、現在はほぼ全ての審議会が設置されていると思われま。しかし、昨年までは全ての審議会が設置された状況ではありませんでした。

また、それぞれ設置された目的により、資料で例を挙げますと、平成19年度に設置されておりました公設卸売市場運営委員会など、その役目を終えて終了した審議会、委員会等もございます。

また、新たに当審議会のように各種基本計画や総合計画等を作成するために、発足した審議会や委員会等もございます。これらの差し引きが、平成19年度83の審議会等の数が、今年度・平成20年度は一つ増えまして84となったところでございます。

ただし残念ながら、最初に申しましたとおり審議会の数も増えたのですが、女性のいない審議会等も増えてしまった、という結果になってございます。

会長

よろしいでしょうか。

H 委員

はい、分かりました。また、何点か数値上のことを事務的に聞きたい部分がありますが、全体の論議になりませんので、後ほど数値等を事務局にお聞きしても良いですか。

会長

事務局、よろしいですか。

係長

はい、結構です。

会長

H 委員の質問と事務局の説明で、市が設置しました審議会などの実態が、ある程度細かな部分まで皆様分かったのではないのでしょうか。

私達の男女共同参画を推進する審議会も立ち上がっており、事務局は基本計画に基づき各種審議会等の女性委員の登用率の実態調査も行っております。これから委員の皆さんの実践の役割は、そういう女性委員が0%の審議会等をどう解消するか、どのような働きかけを行いながら理解してもらうか、いかに共通理念を各部署に持ってもらうかなどを考えるということです。

H 委員

44 番の子ども支援ネットワーク協議会は女性委員がもっといても良さそうなのですが、登用率が13%で残念な数字です。

会長

そうですね。また、女性委員登用率は資料の中にありますように、女性委員が0の審議会があると登用率が下がってしまいますし、また、その会には女性の意見が全く入らないこととなりますから、女性委員のいない審議会の解消は非常に重要なことです。

また、農業委員会の場合は、市が設置する委員会・審議会とは少し違います。たしか選挙ですね。

次長

公選の委員になります。

会長

そうしますと、女性が選挙に出る権利が無い訳ではないのです。実際に各自地区で選挙が行

われ、選ばれた農業委員が男性であるということです。選挙があるとういうことで、女性がいくら理念や理想を持っていても、選挙に当選しないと委員とならないのが農業委員会です。

E 委員

農業委員は選挙があるということで、女性の農業委員についての皆様のお話を聞いていたのですが、実際は農業委員の定員しか候補者がいなく、選挙が行われず選任されているという実態があります。そういう実態にも問題はあるのではないかと思います。

農業に従事される方々は、女性も含めましてもっと関心を持って農業委員選挙に関わってもらいたいと思います。なぜなら、農業者の女性の方々は農業や家事だけではなく、色々な所で様々な活動をしています。そういう方々が立ち上がるというか、農業地域や農業政策のことにためらいなく意見を言える土壌が必要です。

会長

そうですね。事務局から資料 2 の中で、実際に女性の進出・登用が 0 のところを何箇所か説明をして頂いただき、こうして議論していきましたら、資料 2 を参考にしてどこの部分からから手を打つべきかが徐々に見えてきます。

E 委員

この資料の数値を見まして、女性の参画が少ないことを改めて認識しました。資料には専門的な知識を必要とする委員会もありますけれども、やはりそれはもちろん専門という事で限られた人材でしょうが、他の大抵の分野でしたら女性の委員候補はいると思いますが、しかし、その専門的な事へも女性が参画すべきで、色々な所で働ける・活躍することが目標と思います。

それは公募委員でも推薦委員でもかまわなく、様々な形で委員を募ることが必要と思います。また、委員になり会議に出席するには、初めは二の足を踏むものですが、何回か集まって話し合いを経験することが重要・必要であり、そして、そういう人材や環境を育ていかなければならないということは、すごく努力も必要で、本当に重要なことだと思います。

会長

そうですね。全体の数値を見ますと女性の参画が少ないですが、部分的に、例えば社会教育の分野の公民館運営審議会や北見市社会教育委員の会は、女性委員が 45%になっており、また、図書館協議会の登用率は 50%で、完全に女性が委員として半数参画しており、これらの数値を

見た時は、市も女性参画への意識が向上してきた結果ではないかと思います。

事務局どうでしょうか。

係長

各所管課が審議会を設置する際には、必ず私共の市民活動課に合議決裁という形で報告をいただいています。その中で女性委員登用の低い課には、当然女性委員登用の依頼を行いますし、また、女性の登用率の高い審議会・担当課につきましても、継続して登用率を維持することなどを依頼しております。これらのことから、それぞれ審議会を有する所管課については、男女共同参画基本計画の目標数値を把握しており、それぞれ目標数値に近づけるべく努力をいただいております。しかし、先程説明しましたとおり委員の職務指定等の大きな壁があり、登用率が上がらないのが現実の問題となっております。

会長

はい、ありがとうございます。その他のご意見を受けます。

G 委員

事業内容について、21 ページと 22 ページの事業番号の 77 番「両親学級」、78 番「母親学級」ですが、77 番の事業につきましては、8 ページの 32 番も同じ事業名で内容・事業費も同じです。これは同じ事業を二つ実施したということですか。事業費は両方についたのですか。

係長

同じ事業をそれぞれに掲載しているかということでしょうか。

G 委員

事業費が両方に掛かっているのですか。例えば 21 ページ 77 番の「両親学級」では、19 年度の事業費は 16 万 8 千円で、8 ページの 32 番も同じ事業名で同じ事業費です。

会長

事業名・事業費も同じです。一つの事業を両方の体系に掲載しているのではないですか。

G 委員

事業や事業費が両方に計画されているのではなく、同じ一つの事業がどちらの項目にもあてはまることから、それぞれに掲載しているのですか。

係長

はい、そのとおりです。同じ一つの事業を両方に掲載しております。

G 委員

21 ページの 77 番の事業が 8 ページの 32 番と同じ事業ということで、この 77 番の「母親学級」の事業内容を見たところ、事業の計画時の事業費は平成 19 年度が 16 万 8 千円ですが、決算額は 7 万 1 千円であり、また、平成 20 年度の予算は 3 万 8 千円と非常に少なくなったと思います。

また、次のページの 78 番の事業も事業費は 19 年度が 60 万 2 千円ですが、19 年の決算額は 32 万 6 千円で、さらに 20 年の予算額は 28 万 1 千円しか計上されていなく、こちらの事業も非常に決算・予算額が落ちています。

私は助産学を専門としておりまして、子どもが正常に生まれるには、妊娠中から女性の心と体の関係は重要で、親となるということへの心構え、親となるためのこだわりは、妊娠している時がとても大事と思っています。この親になるという心構え、こだわりが、しっかりできた上で、自分で子どもを産める体を作り、親になるという自覚を持つことが非常に大切なことです。

一応、この事業の目標値が掲げられたということは非常に良いことなのですが、目標値が 30% で、既に目標を達成しておりますが、この 30% という目標値の設定が低いのではないのかと思います。また、事業費が 19 年度より 20 年度がさらに少ないという事は、事業が残念ながら後退しているのでないかと思いますし、もっとこのような事業に力を入れていかないと、健康に子どもを生み、育児にも不安などがなく子育てを行える環境は作れないと思います。

会長

事務局は他の部署の事業ですが、個別の事業について分かる範囲で説明してください。

係長

個別事業につきましては具体的な説明が中々できないのですが、分かる範囲で説明しますと、事業の実施課でも、当課と同じく北見市民の健康増進に関する基本計画が整えられています。この基本計画策定により、事業の見直しや事業の組み替えがなされていると聞いております。例えば、79 番の事業を見ていただきたいのですが、こちらの事業費は平成 19 年度の予算で申しますと、1 千 3 百 60 万 8 千で、平成 20 年度の予算事業費は 3 千 3 百 17 万 3 千となっており、大幅に増加しています。これは事業の大きな組み替え・変更が行われたものとなっております。

また、市民の健康づくり増進の計画策定にあたりまして、審議会もしくは計画の策定委員会などが組織され、その設置されました審議会等が北見市の健康に対する報告書などを出し、さらには計画策定のための審議を行い、その中で一つひとつの事業等を検討し計画を策定し、事業の再編成がなされ、事業費も大幅に変更されたものとなっております。

会長

新たな健康に関する計画が策定され、その計画に基づく事業の変更・事業費の移動ですね。

係長

平成 20 年度に計画が策定され、同じ事業でも回数等の増減がございます。

G 委員

この 79 番の事業の事業は、妊婦健診の公費負担が平成 19 年度は 2 回であったものが、平成 20 年度は 5 回に拡充されていますので、多分この結果、事業費が増えているのではないかと思います。今この妊婦健診の公費負担は、全国的に見て、もっと回数が多くなってきている自治体もあります。

北見市も 2 回から 5 回に健診が増えたことは、非常に良いことと思います。この妊婦健診について申しますと、どうしても体の健診が主になってしましますが、心づくりとか親となることへの心構えを持ってもらうためには、両親学級や母親学級をより充実させなければならないのではないかと思います。

係長

ご意見として承ります。

会長

その他ございますか。

副会長

先程のご質問に関連してですが、最初の 1 ページの体系図をご覧いただきたいと思います。大きく基本目標、次に基本的方向、次に具体的施策、最後に事業として事業番号があり、どんどん具体化しております。この計画の体系を作る時に、一つの事業がこちらの施策にも入るし、また、こちらの施策にも該当するという事業がかなりありまして、それをどのように理解し、整理していくかという話し合いを行いました。

その結果、これを参照する人の身になれば、どちらか一方にしか記載されていないとしましたら、2つの施策に該当する事業なのに、どちらか一方の記載だけでは、参照した方が見づらい、読みづらいということもあり、先程ありましたとおり、同一の事業でも両方に載せることとしました。

余談ですが、そうしますとページ数がかさみ印刷費が余分に掛かるとか、事務的な細かな話まで出てきましたが、同じ事業でもそれぞれ当てはまる場所に、両方記載するという話し合いを行いました。決して事業数を増やして「上げ底」しようという意図ではないので、ご理解いただきたいと思います。

G 委員

はい、よく分かりました。そうしましたら全事業番号の数と事業数が一致しません。実際は重複した記載ですので、誤解されないように同じ事業ですという「しるし・チェック」が報告書に一工夫必要ではないでしょうか。

副会長

たしか、計画書策定の時に記載方法も話し合いましたね。どのように記載するのですか。

係長

はい、計画書の記載方法は、「再掲・何ページの事業番号 番」と記載しておりますが、こちらの事業実施状況調は、計画書と同じ記載となっておりますので、今後改めてまいります。

会長

はい、それでは計画書と同じ表現にするか。もしくは「印」などのことわり書きでも構いませんので、見やすい表現、誤解のない記載方法としてください。他にございませんか。

H 委員

母親学級についてですが、母親になるには子どもを生む前が非常に大切であり、子供を産んだから、その日から急に親になるということではないと思います。ですから、妊娠した時は母親学級に通うことを義務付けとし、母親学級に行く必要があるのではなく、行かなければならないというような強い指導も必用ではないでしょうか。

「こんにちは、赤ちゃん」という事業を職場で始めたのですが、この事業は生まれてから4ヶ月までの赤ちゃんを訪問する内容となっており、保健師さんは第1子の時に訪問していただ

ますが、第2子以降からは保健師さんではなく経験のある市民活動の方が、委託の方が訪問するようですが、母親学級などで子育てをしっかりと学んでいないと、予防接種する手順ですとか、その後のお子さんの様子とか聞きに行った際、本当に何も知らない方も多くいまして、母親が一人で悩んでいることなどが多く見受けられますので、母親学級などに必ず参加するように制度化する仕組みがとれたら良いなと思います。

G 委員

そこで目標値が30%というのは少し低すぎるのではないのか、と私も思います。

会長

笑い話になりますが、新生児健診の案内をしたところ、お母さんが自分の健診と勘違いしまして、赤ちゃんを自宅に置いて、お母さん本人だけが健診に来たケースもあったそうです。

それでも若い夫婦は、単に面倒くさいという理由などで行かなかったりするのですね。

H 委員

母親学級等で学ばないと、赤ちゃんといざ向かった時は対一ですから、どうして良いのか分からないことがたくさんあります。赤ちゃんがあまり泣くのでうるさくて、どうすればいいのか分からず布団にくるめてしまった、ということもあります。それは赤ちゃんを虐待しようと思っただけではなく、あまりにも泣きやまないのので何をすればよいのか分からず、うろたえ動揺し、とっさにとってしまった行動が布団にくるむという行動だったのです。

赤ちゃんを生む前、産んだ後のケアとか、今言った布団にくるむようなことがとっさに起きるということを、市は母親学級等でしっかり教えていただきたいと思います。また、妊婦さんはしっかり学んでいただきたいと思います。

E 委員

市の母親学級等の役割も非常に重要ですが、私自身の体験で話をさせていただきますと、妊娠しましたら母子手帳が交付されます。母子手帳には、一人ひとりのお子さんの受けた各種健診や予防接種などの日時・内容などがきっちりと記載されています。

私は母子手帳を子供の結婚を機に渡しました。やがて子ども自身が親になる時、この手帳を見て、お母さんはこういうことをしてくれていたのか、何ヶ月毎に検診があるのか、予防接種が必要なのかと、私と子どもは世代が違いますから制度の違いはあると思いますが、一つのチェック

をする方法だと思います。ある程度は親から子どもへの教育が必要ではないかと思います。

会長

そうですね。それは大事ですね。赤ちゃんの時に予防接種したかどうかは、赤ちゃん本人に自覚はないです。

E 委員

はい、ですから、自分が何の予防接種を受けたか分からず、大学生になり麻疹にかかり大変つらい症状に悩まされ、また、大学も休校措置をとるなど報道等を賑わしていました。

母親学級に入るだけではなく、母子手帳や親の経験などそれらを引き継ぎ、出産や育児に取り入れ活用することも大切なことかと考えます。

副会長

先程の目標値がどうして30%という低い目標なのでしょう。事業の担当課でない目標値等の詳細は分かりませんか。目標がクリアされていますから、次年度以降はもっと目標値が上がるのでしょうか。事務局でも分かりませんか。担当課に確認ですね。

係長

申し訳ございません。目標数値の設定方法等詳しいことは分からないので、後日確認します。

G 委員

なぜ、妊娠や出産にこだわるのか言いますと、男女共同参画社会を進めるという社会的・表向きの形は、徐々に整いつつあると思いますが、家庭の中での男女共同、例えば夫と妻の関係が平等で互いに意見を言い合っているのかどうか、そこがもっと改善されているのかどうか、夫婦がきちんと話し合いをできる家庭であるのかどうか、これらのことが非常に重要です。

女性が妊娠し、産み、親になるという前に、しっかり恋人同士やカップルで話し合いを行い、それが出来た結果、妊娠、お産をし、親になるということが大事です。

私が本当に驚いたことは、北見のお産が医療化しているということです。医療化というのは、促進剤を使用して陣痛を起こし出産する。これは北見市に限らず全国的な傾向ですが、この医療化したお産も徐々に自然志向に変わりつつあるのも事実です。しかし、北見のお産は依然として医療化の傾向が強いと思います。また、北見がなぜ医療化したお産が多いのか分かりませんが、医療を排除するという意味ではなく、必要な分だけの医療を受けるというスタンスが大事です。

医療が必要なお産も当然ありますので、お産に医療は必要なことです。しかし、自分のお産に本当に医療が必要なのだろうかということを考え、女性が「促進剤を使わないで欲しい」、「簡単に帝王切開をしないで欲しい」と、言える女性を育てないといけませんし、また、それは妊娠中の妊婦さんとの関わり方次第で、方向性が決まってくることです。しっかりと自分の考えを持ち、そういうことが言えるようになると、物事を冷静に見られるようになりますので、妊婦さんとの関わりの中で少しでも良いので、両親学級などでその辺のことも教えて欲しいと思います。

そういう意味で言いますと、家庭の中での男女平等がいかに大事であるかということが分かります。制度や形の上では、男性と女性が対等となっていますが、家庭などで先ほど言いましたように、本当の意味での男女平等がしっかりできていないと、お互いを支え合いながら活動・生活していくということはいえないと思います。

会長

ペーパープランで形を整える事は簡単です。しかし、昔の封建社会時代の家長制度以上に、今の若者の男性が暴力的な権力を持っていたり、また、男女共同や人権に関する学習不足もあると言えるのではないのでしょうか。

私の大学の教え子が結婚ブームとなっており、色々そういう情報が入ってきて、内面的なことを聞いてきたりしますが、その部分を調査したり教えたりすることは、非常に敏感で難しいことですから、大変な状況・時代とも言えるでしょう。

副会長

お産の医療化についてですが、私自身は北見で出産しました。私自身は実際に出産を予定している病院まで長い時間かかる距離・状況ではなかったのですが、北見市内に住んでいても出産予定の病院まで1時間前後かかる状況があるとか、また、北見市の病院は北見市以外からも妊婦さんを受け入れています。

北見市の医療圏は市内にとどまらずかなり広いです。そうすると、それらの事情を考えると、病院があまりにも遠いと単に医療化が多すぎと言えない状況もあるのではないかと思います。

また、市役所の保健師さんも他の様々な業務を行っていますので、中々全てをまかなえない事情もあるのではないのでしょうか。

G委員

北海道は母子健康センターが非常に活発に活動していた地域でした。それが結局保健センターに変更となりまして、子どもを生む場所が主に病院となり、一部助産所も残りましたが出産する場所が大きく変わりました。母子健康センターを廃止したことは、将来を見通さないで行政が行ったことではないかと思っています。

出産の予定日が変更になり出産が早くなることも当然あります。そのような場合、妊婦さんが早めに病院来て病院に置いて欲しいという要望も分かりますが、その要望がしっかりと自分の中で考えた結果なら良いのです。しかし、「あなたは、こうして、こうした方がいいですよ」と言う、片方側の一方的な話しで決めることには、問題はあります。

女性が自分の体を考え、自分自身の考えで決める分は、私はその方々にとって良い出産方法だと思います。しかし、今の状況を見た時、女性本人の本心ではないのではないか、と思われることが多々あります。

副会長

本日の審議会は分娩の話で終わりそうな感じですが、北見はどうか分かりませんが、北海道は人工妊娠中絶の率が高いと言われます。そうしまして北海道の中で、たぶん北見だけが低いことはないと思われしますので、このことから、女性が妊娠して出産することに関連しましてですが、女性が妊娠する前のことも大きな問題・課題です。女性本人の望まない妊娠が多いのではないかと予想できます。妊娠してから中絶を選択するのは遅く、妊娠する前の段階でしっかりとした判断が本人とパートナーには必要です。

G 委員

性教育に関しての事業はどこが実施しているのですか。

会長

少しまっていただけますか(会長・副会長打ち合わせ)。事務局に確認しますが、この審議会を年間に何回ぐらいの開催を予定していますか。

係長

2回まで審議会を開催できます。

また、先程ご質問のありました性教育の事業ですが、事業番号 71 番で保健福祉部が、また、127 番で学校教育の指導室が実施しています。

なお、19ページの71番の事業の「思春期健康教育事業」ですが、この事業は数年前から新たに健康推進課が担当しまして、市内の中学生・高校生を対象に行い、助産師の方や病院の先生等が学校に行き実施していただいております。

この事業も軌道に乗るまでは時間がかかりまして、ここ数年でようやく定着してきたと聞いております。どうしてかと言いますと、市が学校に「思春期健康教育事業」の実施依頼をしましても、拒否される場合があったと聞いております。なぜなら義務教育ですと教育方針に沿っていなければならないということと、医療従事者側・講師の方も、全ての資料が院内の規範にのっとり、厳しいチェックがありまして、中々その辺の折り合いがつかないという時期があり、近年ようやく軌道に乗ったと聞いています。

会長

非常に熱心な議論が続くうれしいことですが、全般的な議論も必要ですし、今日はまた焦点も絞れなく、このままですと明日の朝までかかりそうです。

G委員

関連して良いでしょうか。働く女性が母乳を預けながら働き続けること、例えば、保育所でも冷凍母乳を預かり授乳してくれる、また、職場でも母乳を搾る部屋をつくるとか、このような理解がないと、女性が子供を産みながら働く、子育てもしっかり行い、また仕事もきちんと継続する、この子育てと仕事の両立を目指しても、周りの理解や環境が整っていないと困難です。

この計画にあるように女性があらゆる場所に進出するためには、お母さんになられた方々が働き続ける社会と出産前と同じような関係を保てられる環境が必要です。

実際、今インフルエンザが流行っていますが、お母さん自身がインフルエンザに罹っていなくても、子どもが罹った場合、職場を休み看病をするのはほとんどが母親であるという実態があり、女性が男性と同じく対等に働き続けるには、まだまだ障害があります。

会長

そのような問題が管理職などへの登用試験が女性から遠のき、また、受けるチャンスを辞退するなど、学校職場の現場でも多々あったのではないのでしょうか。

G委員

そうですね。そうしましてどちらかと言いましたら、学校など教職員は基本的に同じ職業の共

働き方が多いと思います。子供が風邪などの場合、どちらの親が面倒を見るかという、やはり女性・母親の方が多くなっているのが実態だと思います。そうなりましたら必然的に仕事を続けること事態が難しくなってきます。

これらは各家庭での事情でもありますし、また、核家族化等が大きな社会現象と言われ、随分時が経っていますが、これらの家族制度や社会問題も関係があると思います。

子供自身が就職し、就職先や転勤などで親元から遠く離れたところで子育てを行い、いざという時に自分の親など、簡単に安心して子どもを預けられる場所もないことも問題です。

H 委員

チャイルドサポートという団体がございます。非常に子育て支援に良い活動をしている団体です。この団体は地域に根ざした団体ですので、この団体を活用するとか、子育ての補助を受けることもできますし、また、私はこの団体を応援したいと思います。

副会長

杓子定規ではなく、融通のきく団体・組織があるといいですね。そういう団体を育てるということですね。

G 委員

男性も育児休暇をとれるような社会でないといけません。男性にとっても子供がよちよち歩きした時のあの瞬間は、凄く印象に残るものです。その瞬間を女性でも男性でも夫婦で話し合い希望したほうが育児休暇をとるという選択ができないといけません。男女平等とは男性の働き方に女性が合わせ、社会進出することではないはずですが。男女の働き方に問題があるかもしれません。仕事がすごく忙しい人はより忙しくて、働き方の基準をその忙しい人に合わせていくことが当然とされ、自分なりの働き方が要求できないし、そのような要望は通用しない、結局は男性の方の忙しい部分に合わせているので、中々男女共同参画が進展していかないのではないかと思います。どうでしょうか。

係長

会議の冒頭でご説明しましたが、男女雇用機会均等法が施行されて20年が経過し、国は雇用の場における男女平等が一層推進されるよう「男女雇用機会均等対策基本方針」を平成19年に策定しております。

男女雇用機会均等法が施行され雇用の場における男女の平等については、制度としてはある程度認知されていますが、ただし、結果としてその制度がうまく活用されているかという点も必ずしもそうではなく、そのために「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定されたと考えられます。

会長

D委員におききしますが、小中学校の女性の管理職は何名人ほどいるか分かりますか。管内全部は把握できないでしょうが、市内のおおよそでも分かるでしょうか。また、D委員は独身女性・男性の職員をきちんとした相手と結婚させ、結婚・子育て・家族生活・仕事などを調和させ指導する立場ですから非常に大変でしょう。

D委員

実のところ女性の管理職は非常に少ないのが実態です。

G委員

管理職の年齢的なことを言いましたら、だいたい50才前後で管理職になるのではないかと思います。ただ、管理職になると転勤が多いということもあります。また、夫婦共に働きながら生活し、それぞれ勤務先を別に指定される訳ですから、どちらかが単身赴任で家族と別れて生活しなければならない家族生活の実態があり、それらを考えると女性が管理職になるのを諦めることが多いのではないかと思います。

会長

単身赴任など家庭生活の問題・課題は、まだまだクリアしなければならないことがたくさんあります。この基本計画を策定する際の議論になりましたが、今後、女性の社会進出にはワークライフバランスが非常に重要なキーワードです。

本日は中身の濃い議論が続きまして、審議会の結論・意見の一致まではいかないと思います。これだけの数の事業の検証を行い、さらには提案された重点項目もございませう。事務局に聞きしますが、本日の審議会の資料を各委員に送ったのはいつですか。

係長

先週の木曜日に発送させていただきました。

会長

そうですね。土曜・日曜も含め審議会の5日前に発送されていたのですが、私自身、資料を読

み込みしっかり意見をまとめるには、実施事業の分野も非常に幅が広く大変なことと思いました。

本日は皆さんから自由に意見をいただきました。次回1回の審議会で意見のまとめに入ります。そのため、この後の進め方について皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

副会長

昨年度まで進めたように委員が考える時間をいただいて、中にはすごく厳しい時間もありましたが、資料を事務局からいただき、各委員がそれぞれの分野や考えの基、各自の意見をまとめた意見書を提出していただく、そうしましてその意見書により審議を進め審議会の意見を集約する、また、どの委員からも意見がない部分は全員で話し合う、この方法ではどうでしょうか。

会長

そうですね。昨年までは事前に事務局から送られた資料に対し、各委員がファックス等を使い、それぞれの委員が事前に自分の考えを整理し問題提起をしていました。事務局どうですか。

係長

はい、事務局から総体の事業実施状況調に係る意見及び、重点項目・事業の意見を頂くため、意見書を委員の皆様事前に送付いたします。今会長よりお話のありましたとおりファックスやメール等で委員の皆様の意見書を事前に提出いただき、事務局が意見書を集約して審議会当日に配布するという手順でよろしいでしょうか。

会長

皆さん事務局より説明がありましたがよろしいでしょうか。それぞれの立場で意見を頂きたいと思います。

「委員は今回初めての参加ですが、意見・感想など何かございませんか。」

「委員

非常に良い勉強をさせていただきました。幅広い分野に渡っての議論と、専門分野の奥の深い皆様のご意見を聞かせていただき、しっかり勉強させていただきました。

会長

委員の皆さんにお願いいたします。本日ふれられなかった部分につきましても、目を通していただき、できればご意見を事前に意見書にて送っていただきたいと思います。次回の審議会の開催案内と同時に意見書は事務局より送付されます。

本日の審議はここまでにしたいと思います。なお、審議に時間がかかる場合は事前に各委員にお知らせし、通常の審議会は2時間以内を目途に行います。その他として何かありますか。

係長

本日の審議会の会議録の要旨ですが、会議録要旨をホームページに掲載いたしますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日お配りいたしました委員名簿につきましても、同じく市のホームページにアップさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

課長

副市長の方から委員の委嘱状の交付ができませんでした委員がおりますので、市民環境部長より委員の委嘱状を交付させていただきます。

市民環境部長より1名の委員に委嘱状を交付

会長

本日は貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。それでは以上を持ちまして第1回審議会を終了いたします。